

秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託について

1 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 委託内容

本業務委託は、秋田県立秋田南高等学校中等部において、学校給食調理等の業務を行うものとする。

(詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり)

3 契約方法

(1) 隨意契約（企画提案競技方式）

詳細は別紙企画提案競技実施要綱のとおり。

(2) 隨意契約の理由（企画提案競技方式）

業務内容の特殊性や困難度等から、学校給食に対する考え方や業務実績、業務体制等を企画提案競技方式により審査し、提案者の受託能力を確認した上で選定する。契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、選定業者と随意契約を締結する。

また、地方自治法施行令第167条の17（長期継続契約を締結することができる契約）により長期継続契約とする。(契約日は令和8年3月の予定)

4 参加要件

(1) 次に掲げる者以外の者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者

ウ 参加資格確認の日において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業の禁止又は停止の処分を受けている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でない者

(3) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有する者

(4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない者

(5) 秋田県税に滞納がない者及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）

(6) 過去2年間に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校と学校給食業務及び学校以外の施設等給食業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者

5 スケジュール

公募期間（県ホームページ）	2月 2日（月）～ 2月 16日（月）
参加資格確認申請書受付期間	2月 2日（月）～ 2月 16日（月）午後4時
質問受付期間	2月 2日（月）～ 2月 10日（火）正午
質問回答期間	2月 2日（月）～ 2月 16日（月）
企画提案書受付期間	参加資格確認の日～ 2月 25日（水）午後4時
審査委員会	3月 3日（火）（予定）